

四日市港航行情報

1. 管制信号・自主航行調整信号

(1) 第一航路・午起航路管制信号

四日市港の第一航路及び午起航路に出入航する船舶は、下表の基準に従って航行して下さい。

信号を掲げる場所	信号の種類	信号の方法	信号の意味	【注意事項】
四日市信号所 四日市防波堤信号所	入航信号	 毎2秒に白色光1閃	総トン数500トン以上の船舶は出航禁止	第一航路、午起航路を航行しようとする船舶は、航路入航の前日正午までに四日市海上保安部港内交通管制官まで書面により通報して下さい。(TEL 059-351-1970)
	第一航路出航信号	 毎2秒に赤色光1閃	総トン数500トン以上の船舶は入航禁止 午起航路を出航しようとする総トン数500トン以上の船舶は出航禁止	
	午起航路出航信号	 毎3秒に赤色光2閃	総トン数500トン以上の船舶は入航禁止 第一航路を出航しようとする総トン数500トン以上の船舶は出航禁止	
	航路制限信号	 毎3秒に赤色光1閃及び白色光1閃	総トン数3000トン以上の船舶は入航禁止	
	入出航禁止信号	 毎6秒に赤色光3閃及び白色光3閃	入出航禁止(港長の指示した船舶を除く)	

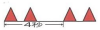
(2) 第二航路自主航行調整信号(私設信号)

四日市港の第二航路に出入航する船舶は、次の信号に留意し航行して下さい。また、総トン数500トン以上の船舶は、第二航路内で大型船舶と行き合わないよう入航調整して下さい。(大型船舶とは、総トン数3,000トン以上の船舶を言います。)

信号を掲げる場所	信号の種類	信号の方法	信号の意味	【注意事項】
第二航路私設信号塔 (霞ヶ浦地区南東角地)	入航信号	 毎6秒に青色光1閃	大型船舶が第二航路に入航する	第二航路を航行しようとする大型船舶は、航路入航前日の9時～正午までに四日市港管理組合管理課配船担当に通報して下さい。(TEL 059-366-7018)
	回頭中信号	 毎6秒に赤色光2閃	大型船舶がK9棧橋を離れ、回頭中	
	出航信号	 毎6秒に赤色光1閃	大型船舶が第二航路を出航する	

(3) 第三航路自主航行調整信号(私設信号)

四日市港の第三航路に出入航する船舶は、次の信号に留意し航行して下さい。また、総トン数500トン以上の船舶は、第三航路内で大型船舶と行き合わないよう入航調整して下さい。(大型船舶とは、総トン数20,000トン以上の船舶を言います。)

信号を掲げる場所	信号の種類	信号の方法	信号の意味	【注意事項】
第三航路私設信号塔 (霞ヶ浦地区北東角地)	入航信号	 毎4秒に白色光2閃	大型船舶が第三航路に入航する	第三航路を航行しようとする大型船舶は、航路入航前日の9時～正午までに四日市港管理組合管理課配船担当に通報して下さい。(TEL 059-366-7018)
	川越出航信号	 毎4秒に赤色光2閃	大型船舶がE1棧橋を離れ、第三航路を出航する	
	霞ヶ浦出航信号	 毎4秒に赤色光3閃	大型船舶が霞ヶ浦北埠頭又は南埠頭を離れ、第三航路を出航する	

2. 進路信号

四日市港に出入港する船舶は、下表の行き先グループごとに定められている信号旗をマストその他の見やすい場所に掲げて航行して下さい。なお、信号旗の備え付け義務のない船舶又は夜間の航行においては掲げる必要はありません。

AISを搭載した船舶は、AISの目的地情報欄に目的港を示す記号(港コード)、港内の進路を示す記号(港内進路コード)を入力して下さい。

信号の種類	行き先(係留施設番号等)	AIS入力方法	信号の種類	行き先(係留施設番号等)	AIS入力方法
第1代表旗	 I	第一航路から出港	第2代表旗	 K	K1 K3 KW
第1代表旗	 U	午起航路を経由して第一航路から出港	第2代表旗	 K	K4 K5 K6 K9
第1代表旗	 N	第二航路から出港	第2代表旗	 K	K10 K11 K15 K16 K17
第2代表旗	 M		第2代表旗	 S	22 23 24 25 26 27 60 61 62 70
第2代表旗	 I		第2代表旗	 S	71 72 73 74 75 80
第2代表旗	 D		第2代表旗	 S	30 31 32 33 34 35 36 37 38 39
第2代表旗	 C		第2代表旗	 F	50 51 52 53 54 55 56 57 58 59
第2代表旗	 C		第2代表旗	 A	F1 F2 F3 F4 F5 F6
第2代表旗	 T		第2代表旗	 E	A1 A2
第2代表旗	 U		第2代表旗	 W	E1 E2

【注1】目的港が四日市港で入港前に港の境界付近で錨泊する場合、> JP YKK OFF を入力して下さい。

【注2】上記以外の港内での進路 > JP YKK XX を入力して下さい。

【注3】伊勢湾・三河湾に津波警報等が発令された場合、AISの目的地情報欄に、港外待避をする場合には > JP YKK OUT を、係留待泊をする場合には > JP YKK STAY を入力して下さい。

3. 停泊錨地

四日市港においては、港長により特定の錨地が定められており、当該錨地に停泊する船舶は、下表に従って停泊して下さい。

錨地	区域又は場所	対象船舶	【停泊の手続き】
3 E	四日市港東防波堤北灯台から101度1,170メートルの地点まで引いた線、同地点から207度20分1,870メートルの地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤南灯台まで引いた線及び四日市港東防波堤により囲まれた海面	総トン数3,000トン未満又は重量トン数5,000トン未満の危険物積載船及び各種船舶	1. 左欄の3E、3W、A、B及びDの各錨地に停泊しようとする船舶は、四日市港長の停泊場所指定を受けて下さい。
3 W	四日市港東防波堤南灯台から285度200メートルの地点まで引いた線、同地点から334度1,080メートルの地点まで引いた線、同地点から17度520メートルの地点まで引いた線、同地点から四日市港東防波堤北西端まで引いた線及び四日市港東防波堤により囲まれた海面	総トン数1,000トン未満の危険物積載船及び各種船舶	2. 左欄のC、E、Fの各錨地に停泊しようとする船舶は、四日市港長に届け出て下さい。
A	四日市港防波堤灯台から54度2.7海里の地点(半径500メートルの円内)	霞ヶ浦北埠頭・南埠頭着船(コンテナ船、自動車運搬船、石炭専用運搬船等)	3. 詳細については、四日市海上保安部航行安全係までお問い合わせ下さい。(TEL 059-357-1741)
B	四日市港防波堤灯台から108度0.9海里の地点(半径500メートルの円内)	U1、U9、SE、SL 棧橋に着岸する危険物積載船及び油送船	
C	四日市港防波堤灯台から119度3.0海里の地点(半径600メートルの円内)	コスモ石油シーバースに着離標する危険物積載船及び油送船	
D	四日市港防波堤灯台から140度2.5海里の地点(半径600メートルの円内)	U1、U9、SE、SL 棧橋に着岸する危険物積載船及び油送船	
E	四日市港防波堤灯台から133度3.3海里の地点(半径600メートルの円内)	昭和四日市石油シーバースに着離標する危険物積載船及び油送船	
F	四日市港防波堤灯台から156度3.2海里の地点(半径600メートルの円内)	修繕船、タンククリーニング船	